

報告事項No. 1

2022年6月26日

川崎市議会 議長 橋本 勝 様
川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満 様

川崎の文化と図書館を発展させる会
代表 佐々木勝男

連絡先

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」における 図書館への指定管理者制度導入についての陳情書

日頃より、川崎市並びに教育行政につきましてご尽力頂いていますことに感謝いたします。

さて、川崎市は、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」を5月26日の文教委員会に提出し指定管理者制度の導入を明らかにしました。

しかし、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」は、利用者・市民には丁寧な説明がなされておらず、理解されていません。また、その趣旨には、以下のように、多くの課題が含まれていると考えます。

1. 2003年の地方自治法の一部改正で指定管理者制度が創設されて以来、各分野で指定管理者制度の導入が進む一方で、図書館では多くの問題が指摘されています。

- ① 文部(文部科学)大臣の国会答弁、総務大臣通知、日本図書館協会を始め図書館関係団体からの見解、2008年社会教育法改正時の衆・参両議院の付帯決議など、指定管理者制度導入による弊害について、法の主旨に反すると注意喚起されています。
- ② 指定管理者制度では、初めは利用が伸びても年月がたつにつれて減少し、管理料が上がる傾向があり、指定管理者制度から直営にもどった館もあります。
- ③ 指定管理者が利益を上げるためには、無料の原則の図書館では難しく、業者の裁量で決める職員の賃金が抑えられる傾向にあり、ワーキングプアの温床と言われています。
- ④ 指定管理者制度は、指定期間ごとに指定管理会社が変わる可能性があり、司書が配置されても継続して働ける補償はなく、司書としての研鑽がつかえません。
- ⑤ 図書館への指定管理の導入は、正規の職員や司書の減員につながり、図書館の公共性やこれまで蓄積してきた知識や運営理念の継承が危ぶまれます。
- ⑥ 直営館が指定管理館のチェック体制を取り図書館の公共性を担保するとありますが、正規職員は自分の図書館と指定管理の図書館の両方を管理することになり、過重な負担となります。

- ⑦ 図書館の重要な任務である「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」が、指定管理の図書館で実現するとは考えられません。
- ⑧ 図書館が今まで培ってきた市民との信頼や地域とのつながりを引き継ぐことは、指定管理業者ではできません。
- ⑨ 川崎市の公共図書館とボランティアの協力関係は、指定管理者制度に移行すると、民間会社に奉仕する関係となり、本来のボランティアの意図にそぐわなくなります。

2. 図書館は市民の知る権利、学ぶ権利を保障し、学校と並ぶ教育機関として国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として設置し独自に運営すると、法律で規定しています。

このように、指定管理者制度の導入は、「図書館の設置目的を効果的に達成する」ことにはなりません。よって、指定管理者制度の導入には慎重な審議が必要で、その過程は市民にも公開し、市民が討議に参加できる場を確保することが必要です。

以上の理由から下記のとおり陳情します。

記

- 1 指定管理者制度の導入を趣旨とする「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(案)は、拙速に導入せず、市民参加で十分な議論をし、市民が周知徹底するようにいねいな説明手続きを踏むこと。
- 2 川崎市の図書館の充実・発展を目指す為、指定管理者制度導入ではなく図書館法の趣旨を生かした「図書館計画」の再構築を目ざすこと。

以上

尚、上記の陳情について意見陳述を希望します。

氏 名	住 所
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

送付先:

宛 連絡先:

